草津市指定管理者選定評価委員会議事概要

開催年月日	令和4年1月20日(木)	開催時間	午前9時30分から 午前11時00分まで
出席者	委員8名、施設担当職員3名、事務局5名 申請団体		
傍 聴 者	0名		
付議事項	指定管理者の候補者の選定に係る意見を求めること等について 「草津市立障害者福祉センター」の指定管理者の候補者の選定		

- 1 開会
- 2 担当課より施設概要等説明
- 3 「草津市立障害者福祉センター」の指定管理者の候補者の選定【非公募】
 - ・申請者プレゼンテーション
 - 質疑応答
 - ·審查·採決(非公開)
- 4 事務連絡
- 5 閉会

◆令和3年度末で指定期間満了を迎える施設において、申請のあった団体(以下「申請者」 という。)が指定管理者として適任かどうか審議を行った。

①「草津市立障害者福祉センター」

1 担当課説明

- (1) 施設の概要等
 - ○草津市立障害者福祉センター

障害者福祉センターは、障害者が自立した生活を営むことができるよう支援を行うとともに、障害者の福祉に係る地域活動を促進し、地域における障害者の福祉の増進を図る目的で平成19年度に設置された。

建物は、複合施設である福複センター内で、1階には渋川まちづくりセンター、2階には障害者福祉センター、3階は草津市発達支援センターとなっている。

(2) 募集概要等

候補予定者である特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会は、市内の障害者団体や障害者施設が設立した市内唯一のNPO法人であり、障害の種別に対応した拠点作りを行うことができ、多様化する障害者ニーズに効果的・効率的な対応が可能となること、また平成19年度から現在に至るまで当該施設の指定管理を受託し、良好に施設管理および相談業務や他のサービス提供を実施してきていること、また相談支援として多くの障害のある方と継続的に関わっており、アンケートの評価も高いことから、引き続き、本申請者が指定管理を行うことにより、市内障害者福祉の向上、本市の障害者福祉施策の推進が図れるものと判断し、非公募とした。

また、県立の障害者福祉センターや聴覚障害者福祉センターなどの類似施設についても、非公募による選定がなされている。

(3) 採決方法

候補者として選定するかどうか出席委員の多数決により採決

2 各申請者によるプレゼンテーションおよび質疑応答

◆特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会(以下「心」という。)による申請内容の説明:略

(以下 質疑応答)

<委員(以下「委」という。)>:相談者の実人数は。

<心>:計画相談契約者数は400~500回程度。

<委>: 安定した施設運営のためには財務基盤の強化が必要と思う。令和2年度から正味財産がマイナスとなっており、令和3年度には一定の改善が見られるが、令和4年度の見込みは。

<心>:マイナスに関しては、新たに始めたひきこもり支援事業の借り入れと、計画相談業務の増加による職員の超過勤務によるもの。ひきこもり支援事業は黒字化し、計画相談業務は件数に応じた委託を行うことにより赤字は改善していく見込み。

<委>:計画相談支援のやり方は。

<心>:電話、来所、メール、紹介訪問など。また、定期訪問も行っている。

<委>: ひきこもり支援の一環として、サロンへの呼び込み等の取組は行っているか。

<心>: 積極的な呼び込みは難しいが、チラシや口コミ、病院や家族経由での周知を図

っている。

<委>:相談の受付は電話一本で完了するのか。

<心>: 十分に打ち合わせをした上で受け付けている。満席の場合は状況に応じて受け 入れていきたい。

<委>:ひきこもりの人数は全体でどれくらいいるか把握しているか。

<心>: 実態は掴めていない。支援対象者は現在20人程度で若い人が多い。地域包括センターからの情報では50歳代の人が多いとのこと。人とくらしのサポートセンターも支援しているので、連携しながら進めていきたい。

<委>: スタッフに対する精神面のケアは。

<心>:セルフケア、アンガーマネジメント研修、精神科医によるケアで対策していきたい。また、日頃から悩みを打ち明けやすい雰囲気を大事にしている。

3 採決

審議後、出席委員全員の賛成が得られ、指定管理者として「特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会」を候補者とすることが適当であるとの結論に至った。